

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民事訴訟法			

評価(ABCD)
A

第1 設問1について

1 Y2がXに対して提起する、本件建物の明渡時に生じる敷金の返還請求権についての将来給付の訴え(以下「本件訴え」とする。)の適法性を認めらるべきか。

2 将来給付の訴えとは、口頭弁論終結時までに履行すべき状態にない給付請求権についてあらかじめ給付判決を得ようとするために提起する訴えである(民事訴訟法(以下、法名省略。)135条)。

本件訴えは、本件建物の明渡し前に、本件明渡し時に生じる敷金返還請求権に基づき、Y2の法定相場分に相当する60万円の敷金の返還を求めるものである。敷金返還請求権は、賃貸借契約終了後に、建物の明渡しが行われる時に初めて発生するものであるから、本件訴えは、口頭弁論終結時までに具体化していないY2の敷金返還請求権について、給付判決を得るために提起する将来給付の訴えに該当する。

3 (1) では、本件訴えの適法性は認めらるべきか。

将来給付の訴えは、口頭弁論終結時に現存する給付請求権の存否と争う現在給付の訴えとは異なり、口頭弁論終結時に未だ存在しない請求権の存否を争うものである。このような訴えを無制限に認め、裁判所が口頭弁論終結時に未だ存在しない請求権の存否を判断しても、口頭弁論終結時後の事情の変動によって当該判断が不当に帰する可能性がある。

また、将来給付の訴えが認められる場合、原告は請求認容判決という債権名義を取得する一方で、被告は当該債権名義に基づく強制執行に対して請求異議の訴えを提起する負担を強いられる。そのため、将来給付の訴えは「あらかじめその請求をする必要がある場合」(135条)にのみ認めらるべき。

「あらかじめその請求をする必要がある場合」とあると考えるためには、上記のような将来給付の訴えの性質に鑑み、①将来給付を求める基礎となる資格(請求適格)が認めらるべき必要がある。加えて、履行期に給付が期得できる場合にまで給付判決を得る必要はないため、②事前請求の必要性

が認められる必要がある。

(2) 本件訴訟において、Xに①請求適格が認められる。

了 135年は、将来に身体的な給付義務が発生したときに改めて訴訟
によって請求権の金銭の成立要件の存否を立証することが不要である

5 場合につき、例外的に将来の給付による請求が可能としたものであり、

未だ履行しなくともよい給付義務について債務名義を取得する原告の
~~地位~~、利益と、強制執行に対する防御の措置を待たなければならない

ない地位に置かれる被告の不利益を調整する必要がある。

そこで、①給付請求権の基礎となる事実上及び法理上の関係が

10 既に存在し、②給付請求権が履行可能な状態にある蓋然性があり、

③給付内容が予め特定できる場合で、④権利の成立を妨げる
不確定要素が予め具体的に予測できる場合に請求適格が認め

られる。

イ 教金返還請求権(民法622条の2)は貸借契約に伴随して教金

15 契約を締結し、これに基づいて教金が貸借人から貸借人に対して交付
されたことと成立要件の一部とする。XA間で本件契約が締結され、

その際、AからXに対して貸料とは別に120万円が交付された事実
について当事者間に争いがない。そのため、教金返還請求権の基礎と

なる事実上又は法理上の関係が既に存在している(①)。

20 教金返還請求権は、貸借終了後、不動産が明け渡された時点に

おいて被担保債務と控除した残額について発生するものである(民法
622条の2第1項)。Xは、Yに対して生前に於けるXA間の貸付合

意の存在を主張し、貸借終了に基づく本件契約の明滅を争っている。

しかも、Xは、「8月末まで貸料の滞納はなく、本件建物に適切に使用
25 して修繕の必要もない」と主張しているため、被担保債務は存在しな

い。そうすると、XA間における教金返還請求権が契約の存在が認
められれば、120万円の教金返還請求権が発生することになる。そのため、

教金返還請求権が履行可能な状態にある蓋然性がある(②)。ゆえに、

教金返還請求権の内容が120万円の給付請求権であることと予

30 め具体的に特定できる(③)。

③

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

評価(ABCD)

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民事訴訟法			

敷金返還請求権の成立に類する不確定要素としては、貸借終了明渡しまでの間にYらが明渡しを拒んだことにより賃料相当額の損害賠償請求権(民法415条709条)や不当利得返還請求権(民法703条)が発生するというように、予め具体的に予測できる(④)。

5 ウ 以上より、Y2は①の請求適格が認められる。

③ 次に、②事前請求の必要性が認められるかについて検討する。

了 必要性の有無は、給付義務の目的・性質・債務者等の態度等を考慮して個別具体的に判断すべきである。

10 イ 本件では、Xは、Aから本件契約の締結時に交付された120万円について、元金満額で敷金ではないと述べていること、敷金返還請求権の存否についてX・Y2間で争い合っている。

したがって、Y2は現時点で給付判決を得るべく必要性があるといえる。

ウ 以上より、Y2には②事前請求の必要性が認められる。

4 よって、本件訴訟の適法性は認められる。

15 第2 設問2について

1 Y2が提起しようとしている敷金に関する確認の訴え(以下「本件訴訟2」とする)の訴えにつき、確認の利益が認められるか。

20 2 (1) 確認行為という性質上、確認の訴えの対象は無限に拡大しうるが、限界が1つが重要になる。しかも確認の訴えには強制的実現に伴わないから、その判決を得ておく実益は低い。給付判決にすべきときに確認の訴えの利益が認められないことになる。したがって、確認の利益が認められるのは、確認の訴えが紛争の根本的な解決に資すると認められる場合に限られる。具体的には、①対象選択の適否、②方法選択の適否、③即時確定の利益を基準に判断する。

25 (2) ①対象選択の適否につき、原則として自己の権利・法益関係の積極的確認のみが認められる。

イ 敷金返還請求権は、~~貸借終了後~~貸借契約終了後、明渡し時点において被担保債権の控除後に残存があることと争争点として当該残存額について

3 ページ
裏面へ

	て発生する条件付権利という要求は、明渡し前より存在している。
	したがって、確認対象は現時点で存在している条件付権利としての教金返還
	請求権であるから、①を充たす。
5	(3)ア ② 方法選択の適否は、確証訴訟によることと適切かの否の問題である。
	他の訴訟の形態が適切である場合には、確証訴訟の提起は許されない。
	イ 前述した教金返還請求権の性質からすれば、事件契約の継続中、
	に教金返還請求権を提起しても、具体的な権利の履行期が未到来で
	あることと理由に請求棄却となる。
10	また、本件訴え2は将来給付の訴え(本件訴え1)が認められないこと
	が前提となっているため、将来給付の訴えによることはできない。
	本件では、給付訴訟は却下されたため、紛争解決のために確証訴
	訟によることと有効かつ適切である。
	したがって、②を充たす。
15	(4)ア ③ 即時確定の利益は、原告の権利・地位に現存する危険・不安が存在
	する場合に認められる。
	イ 本件では、 × AがXに交付した120万円の趣旨について、教金で
	ある礼金であるからについて争いが生じているところ、紛争の成熟
	性が認められ、即時確定の利益も肯定される(④)。
20	3 以上より、本件訴え2には、確定の利益が認められる。
	以上
25	
30	

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

- ① 条文から検討を始めるのはとても良いです。将来給付の訴えについて、冒頭でその定義（意味の説明）を行っている点も素晴らしいです。
- ② Y2 の具体的請求を示した上で、それが法的にどのように位置づけられるのかを次に論じており、論理的でとても分かりやすいです。
- ③ きちんと理由を示した上で判断基準を導き出しています。理由づけを意識された答案であり、明快でとても良いです。
- ④ 敷金返還請求権の不確定性を理由に将来給付の訴えの請求適格は否定されとの結論が一般的（実務では、賃料滞納、建物明渡しの遅滞や原状回復の必要性や程度が問題となるケースが非常に多いため、これらの問題をすべて請求異議で争わせるのは現実的に妥当性を欠くことになる。）と思われますが、検討の方法自体は適切であり、論述にも相応の説得力があると思います。
- ⑤ 請求の必要性について適切に論述できています。
- ⑥ 明快な論述で、規範も適切に導くことができています。
- ⑦ 本問を、Y2 が確認の訴えを予備的に提起するものと理解したのであれば、この論述で正しいと思います。なお、当然理解されていることと思いますが、問 1 で将来給付の訴えが適法であるとの見解を採用した場合には、確認の訴えは不適法になります。
- ⑧ いずれの要件についても、適切な当てはめができています。

以上

